

通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について 新旧対照条文

通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成八年九月四日・八貿局第三百六十五号）

（傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>通常兵器関連貨物・技術については、別記 1 に該当する貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする場合は、輸出許可又は役務取引許可申請に際して別記 2 に従った書類及び別記 3 の誓約書を輸出許可又は役務取引許可申請の添付書類として提出してください。</p> <p>なお、本件は平成 8 年 9 月 1 3 日から実施する。</p> <p>また、「戦略物資・技術の輸出管理について」（平成 6 年 6 月 2 9 日付け 6 貿局第 2 2 8 号）は、平成 8 年 9 月 1 2 日限り、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別記 1</p> <p>1 （略）</p> <p>2 付表に掲げる技術若しくは外為令別表の 1 4 の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は「輸出貿易管理令別表第 3 の 2 の規定により経済産業大臣が定める貨物」（平成 1 3 年経済産業省告示第 7 5 8 号）に掲げる貨物若しくは輸出令別表第 1 の 1 4 の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第 3 に掲げる地域並びに輸出令別表第 4 に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの（技術を利用する者又は貨物の需要者（以下「需要者等」という。）が確定していない場合（役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。）に限る。）</p> <p>3（略）</p> <p>別記 2（略）</p> <p>別記 3</p>	<p>通常兵器関連貨物・技術については、別記 1 に該当する貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする場合は、輸出許可又は役務取引許可申請に際して別記 2 に従った書類及び別記 3 の誓約書を輸出許可又は役務取引許可申請の添付書類として提出してください。</p> <p>なお、本件は平成 8 年 9 月 1 3 日から実施する。</p> <p>また、「戦略物資・技術の輸出管理について」（平成 6 年 6 月 2 9 日付け 6 貿局第 2 2 8 号）は、平成 8 年 9 月 1 2 日限り、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別記 1</p> <p>1 （略）</p> <p>2 付表に掲げる技術若しくは外為令別表の 1 4 の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は「輸出貿易管理令別表第 3 の 2 の規定により経済産業大臣が定める貨物」（平成 1 3 年経済産業省告示第 7 5 8 号）に掲げる貨物（以下「告示で定める貨物」という。）（別紙の 1 又は 2 に該当するものを除く。）若しくは輸出令別表第 1 の 1 4 の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第 3 に掲げる地域並びに輸出令別表第 4 に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの（技術を利用する者又は貨物の需要者（以下「需要者等」という。）が確定していない場合（役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。）に限る。）</p> <p>3（略）</p> <p>別記 2（略）</p> <p>別記 3</p>

- 1 ~ 3 (略)
- 4 その他
- (1) (略)

(2) 貨物等省令第7条第三号八又はホに該当する貨物の輸出については、1又は2に規定する誓約事項に代え、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合がある。

付表

- 1 ~ 21 (略)
- (削除)

- 1 ~ 3 (略)
- 4 その他
- (1) (略)

(2) 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)第7条第一号八のうち貨物等省令第8条第九号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するものに該当する貨物若しくは貨物等省令第8条第九号に該当する貨物の輸出又は貨物等省令第20条第2項第九号のうち貨物等省令第8条第九号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラム若しくは貨物等省令第21条第1項第九号のうち貨物等省令第8条第九号に該当する貨物の機能を実現するためのプログラムの提供を目的とする取引については、3の誓約書の提出を要しない場合がある。

(3) 貨物等省令第7条第三号八又はホに該当する貨物の輸出については、1又は2に規定する誓約事項に代え、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合がある。

付表

- 1 ~ 21略

別紙

1 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第一号八に該当するもの(第8条第九号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもののうち、「輸出貿易管理令第4条第1項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件」(平成12年通商産業省告示第923号。以下「暗号特例告示」という。)の第一号のロ及びハの要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)

2 輸出令別表第1の9の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第九号に該当するもの(暗号特例告示の第一号のロ及びハの要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)